

狛江市教育委員会規則第 15 号

狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則

令和8年8月18日
 教育委員会規則第15号

狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則 目次 第1章 総則（第1条—第9条） 第1節 図書館資料の利用（第10条—第23条） 第2節 図書館資料の収集（第24条—第27条） 第3節 図書館資料の管理（第28条—第32条） 第3章 雑則（第33条） （目的） 第1条 この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第4条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の<u>管理及び運営</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 <u>（許可を要する行為）</u> 第6条 図書館において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。 （1）<u>多数集合して図書館に入ること。</u> （2）<u>ビラ、ポスターその他の文書図面を掲示すること。</u> <u>2 館長は、図書館における秩序の維持又は図書館の適正な管理</u>	狛江市立図書館運営規則 目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第1節 図書館資料の利用（第7条—第19条） 第2節 図書館資料の収集（第20条—第23条） 第3節 図書館資料の管理（第24条—第28条） 第3章 雑則（第29条） （目的） 第1条 この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第4条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

改正後	改正前
<u>及び災害の防止に支障のないと認める限り、前項の許可をするものとする。この場合において、館長は、条件を付することができる。</u> <u>(中止命令等)</u> 第7条 <u>館長又は補助者（あらかじめ館長が指定した図書館職員をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、館長が正当な理由があると認める場合又は図書館内の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 前条第2項に規定する許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者及び同項に規定する許可に付した条件に反して行っている者</u> <u>(2) 図書館において職員の面会を強要する者</u> <u>(3) 図書館において銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者</u> <u>(4) 図書館において建設、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</u> <u>(5) 図書館においてテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者</u> <u>(6) 図書館において、拡声器を使用し、放歌高唱し、その他図書館の静穏を害する行為をしている者</u> <u>(7) 図書館において旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者</u> <u>(8) 図書館において職務に関係のない文書図画を配布し、又は配布しようとする者</u>	

改正後	改正前
(9) <u>図書館において座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者</u> (10) <u>図書館において職員の職務の妨害をする者</u> (11) <u>図書館において物品を販売し、寄付金を募集し、署名を収集し、又はその他これらに類する行為をする者</u> (12) <u>図書館においてたき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</u> (13) <u>図書館において東京都カスタマーハラスメントの防止に関する指針（令和6年12月19日付け6産労雇労第1524号）で規定する行為をする者</u> (14) <u>前各号に掲げるもののほか、図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者</u> <u>（撤去命令）</u> 第8条 <u>館長又は補助者は、次の各号のいずれかに該当する物がある場合において、図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその撤去を命ずるものとする。</u> (1) <u>第6条第2項に規定する許可を受けないで、又は同項の規定により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画</u> (2) <u>図書館に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物</u> (3) <u>図書館に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物</u>	

改正後	改正前
<u>(4) 図書館に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理又は災害防止に支障のある物</u> <u>2 館長又は補助者は、前項各号に掲げる物の所有者等が前項に規定する命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。</u> (利用の制限) <u>第9条</u> 館長は、この規則又はその指示に従わない者に対して、利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。 (図書館資料の利用方法) <u>第10条</u> (略) (館内利用) <u>第11条</u> (略) (複写) <u>第12条</u> (略) 2 (略) (個人貸出登録) <u>第13条</u> (略)	(利用の制限) <u>第6条</u> <u>図書館長（以下「館長」という。）</u>は、この規則又はその指示に従わない者に対して、利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。 (図書館資料の利用方法) <u>第7条</u> (略) (館内利用) <u>第8条</u> (略) (複写) <u>第9条</u> (略) 2 (略) (個人貸出登録) <u>第10条</u> (略)

改 正 後	改 正 前
2 ～ 7 （略） （団体貸出登録） 第14条 （略） 2 ～ 6 （略） （貸出） 第15条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 個人登録者は、<u>第13条第4項各号</u>に掲げる4年が経過して最初の貸出しを受ける際、登録内容を証明する書類を所持しておらず、更新手続きが完了できない場合であっても、更新手続きが必要である旨の説明を受けた上で、同条第7項に定める除籍及び抹消するまで貸出しを受けることができる。 5 登録者が貸出券を紛失したときは、直ちに館長に貸出券紛失届（第3号様式。以下「紛失届」という。）を提出しなければならない。<u>この場合において、当該登録者が貸出券の再交付を希望する場合には、個人貸出登録申請書又は団体貸出登録申請書を館長に提出しなければならない。</u> 6 登録者が<u>第13条第2項及び前条第2項に挙げる要件を満たさなくなった場合</u>、速やかに交付された貸出券を館長に返納しなければならない。 （情報端末機器の貸出し） 第16条 （略） 2 ～ 6 （略） 7 <u>第21条</u>から<u>第23条</u>までの規定は、情報端末機器の貸出しにつ	2 ～ 7 （略） （団体貸出登録） 第11条 （略） 2 ～ 6 （略） （貸出） 第12条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 個人登録者は、<u>第10条第4項各号</u>に掲げる4年が経過して最初の貸出しを受ける際、登録内容を証明する書類を所持しておらず、更新手続きが完了できない場合であっても、更新手続きが必要である旨の説明を受けた上で、同条第7項に定める除籍及び抹消するまで貸出しを受けることができる。 5 登録者が貸出券を紛失したときは、直ちに館長に貸出券紛失届（第3号様式。以下「紛失届」という。）を提出しなければならない。 6 登録者が<u>第10条第2項及び前条第2項に挙げる要件を満たさない場合</u>、速やかに交付された貸出券を館長に返納しなければならない。 （情報端末機器の貸出し） 第12条の2 （略） 2 ～ 6 （略） 7 <u>第17条</u>から<u>第19条</u>までの規定は、情報端末機器の貸出しにつ

改 正 後	改 正 前
いて準用する。この場合において、「図書館資料」とあるのは「情報端末機器」と読み替えるものとする。 (貸出しをしない図書館資料) 第17条 (略) 2 電子書籍については、<u>第13条第2項第2号</u>に掲げる者に対しては貸出しを行わないものとする。 (貸出数) 第18条 (略) 2・3 (略) (貸出期間) 第19条 (略) 2～4 (略) (貸出しの予約) 第20条 貸出しの予約を受けられる者は、登録者とする。ただし、図書館に所蔵する図書等以外の図書館資料についての貸出しの予約（以下「リクエスト」という。）については、<u>第13条第2項第1号</u>及び<u>第14条第2項</u>に該当する者のみとする。 2～4 (略) (転貸の禁止) 第21条 (略) (返却)	いて準用する。この場合において、「図書館資料」とあるのは「情報端末機器」と読み替えるものとする。 (貸出しをしない図書館資料) 第13条 (略) 2 電子書籍については、<u>第10条第2項第2号</u>に掲げる者に対しては貸出しを行わないものとする。 (貸出数) 第14条 (略) 2・3 (略) (貸出期間) 第15条 (略) 2～4 (略) (貸出しの予約) 第16条 貸出しの予約を受けられる者は、登録者とする。ただし、図書館に所蔵する図書等以外の図書館資料についての貸出しの予約（以下「リクエスト」という。）については、<u>第10条第2項第1号</u>及び<u>第11条第2項</u>に該当する者のみとする。 2～4 (略) (転貸の禁止) 第17条 (略) (返却)

改正後	改正前
<u>第22条</u> (略) 2・3 (略) (紛失等) <u>第23条</u> (略) 2～4 (略) (収集方法) <u>第24条</u> (略) 2 (略) (購入) <u>第25条</u> (略) (寄贈) <u>第26条</u> (略) 2・3 (略) (寄託) <u>第27条</u> (略) 2 (略) (管理者) <u>第28条</u> (略) (管理方針) <u>第29条</u> (略)	<u>第18条</u> (略) 2・3 (略) (紛失等) <u>第19条</u> (略) 2～4 (略) (収集方法) <u>第20条</u> (略) 2 (略) (購入) <u>第21条</u> (略) (寄贈) <u>第22条</u> (略) 2・3 (略) (寄託) <u>第23条</u> (略) 2 (略) (管理者) <u>第24条</u> (略) (管理方針) <u>第25条</u> (略)

改 正 後	改 正 前
(受払いの区分) 第30条 (略) (管理方法) 第31条 (略) (除籍) 第32条 (略) 2 (略) (委任) 第33条 この規則に定めるもののほか図書館の<u>管理及び運営</u>に関して必要な事項は、教育長が別に定める。	(受払いの区分) 第26条 (略) (管理方法) 第27条 (略) (除籍) 第28条 (略) 2 (略) (委任) 第29条 この規則に定めるもののほか図書館の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式から第4号様式までを別紙のように改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。

(狛江市立図書館処務規則の一部改正)

2 狛江市立図書館処務規則（昭和51年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「図書館運営規則」を「狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）」に改める。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、改正前の狛江市立図書館運営規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。